

認証の詳細

<トレッキング用ポール>

－ 目 次 －

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合
 - 表 1 : 製造設備基準
 - 表 2 : 検査設備基準
 - 表 3 : 型式区分（ロット認証と共通）
 - 表 4 : 型式確認申請手数料
 - 表 5 : 型式確認試験の委託検査機関
 - 表 6 : 型式確認試験の有効期限
 - 表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法
 - 表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料
 - 表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）

2. ロット認証による SG マーク表示の場合
 - 表 10 : ロット認証の委託検査機関
 - 表 11 : ロット認証の申請手数料
 - 表 12 : ロット認証の SG マーク表示方法

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1：製造設備基準

登録工場になるために必要な製造設備は以下のとおりです。

製造設備	技術上の基準
1. 切断加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	1. 適切に切断加工ができること。
2. 穴あけ加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	2. 適切に穴があけられること。
3. 溶接加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	3. 適切に溶接加工ができること。
4. 研磨加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	4. 適切に研磨加工ができること。
5. 合成樹脂成形設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	5. 適切に合成樹脂成型加工ができること。
6. 縫製加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	6. 適切に縫製加工ができること。
7. 防せい処理加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	7. 適切に防せい処理加工ができること。
8. 組立設備	8. 適切に組立ができること。
<p>ただし、合成樹脂成形加工設備、縫製加工設備及び防せい加工設備により製造される部品の製造技術の状況により製造することが適切であると一般財団法人製品安全協会が認める者は、当該設備の一部又は全部を備えることを要しない。</p>	

表 2 : 検査設備基準

登録工場になるために必要な検査設備は以下のとおりです。

検査設備	技術上の基準
<p>1. 外観及び構造確認設備</p> <p>2. 伸縮機構の滑り試験設備 (伸縮機構を有するものを製造する場合に限る)</p> <p>3. ストラップ取付強さ試験設備</p> <p>4. バスケットの取付強さ試験設備</p> <p>5. シャフトの軸方向圧縮力試験設備</p> <p>ただし、伸縮機構の滑り試験、ストラップの取付強さ試験、バスケットの取付強さ試験、シャフトの軸方向圧縮力試験については、試験技術の状況により試験することが適切であ</p>	<p>1. 寸法測定設備及び成形の不良により強度の低下を招く恐れのある欠点について切断して確認できる設備を備えていること。</p> <p>2. 次に示す設備を備えていること。 (1) シャフトの軸方向に対し 300N の押し込み力を加える設備 (2) 2Nm 及び 1Nm のトルクで、シャフトを締め付ける及び緩ませる操作ができる設備 (回転摩擦式のもの製造する場合に限る) (3) カムレバーの指掛かり位置に 250N の力を加えることができる設備 (カムレバー式のもの製造する場合に限る)</p> <p>3. ストラップを 350N の力で引っ張ることができる設備を有していること。</p> <p>4. バスケットを 750N の力で押し込むことができる 設備を有していること。</p> <p>5. 次に示す設備を備えていること。 (1) シャフトの最大長さに調節し、軸から 10mm 離れた箇所の軸方向に 400N の力を加えることができる設備。 (2) シャフトの最大長さに調節し、軸から 10mm 離れた箇所の軸方向に 600N の力を加えることができる設備及びシャフト全長の 3/4 までシャフトが荷重方向に変位したことを測定できる設備 (A 形のもの製造する場合に限る)</p>

<p>ると一般財団法人製品安全協会が認める者は、当該試験設備を備えることを要しない。</p> <p>また、該当する検査設備を要しない製品のみを製造する場合は、その検査設備を備えることを要しない。</p>	
---	--

表3：型式区分（ロット認証と共通）

SG マーク表示を分類する製品区分は以下のとおりです。

要素	区分
形式	(1) A形のもの (2) B形のもの
シャフトの材質	(1) アルミニウム合金製のもの (2) 繊維強化プラスチック製のもの (3) その他のもの
シャフトの段数	(1) 2段式のもの (2) 3段式のもの (3) その他のもの
伸縮機構の構造	(1) 回転摩擦式 (2) ラチェット式 (3) カムレバー式 (4) (1)～(3)を組み合わせたもの (5) その他のもの
バスケットの有無	(1) 有り (2) 無し
ストラップの有無	(1) 有り (2) 無し

表 4 : 型式確認申請手数料

登録工場が型式確認申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請手数料 11,000 円/型式（税抜 10,000 円/型式） ※外国からの送金時は税抜の手数料です。 	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT BOTKJPJT
委託検査機関	<ul style="list-style-type: none"> ◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 ・ 伸縮機構のないもの 29,700 円（税抜 27,000 円） ・ 伸縮機構が回転摩擦式又はカムレバー式は、伸縮機構 1 箇所あたり別途加算があります。 16,500 円（税抜 15,000 円） ・ 伸縮機構がラチェット式は、伸縮機構 1 箇所あたり別途加算があります。 8,800 円（税抜 8,000 円） ・ 伸縮機構が回転摩擦式、カムレバー式又はラチェット式以外のものは別途加算がありません。 	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。
委託検査機関	<ul style="list-style-type: none"> ◆一般財団法人ボーケン品質評価機構 ・ 伸縮機構のないもの 25,960 円（税抜 23,600 円） ・ 伸縮機構が回転摩擦式又はカムレバー式は、伸縮機構 1 箇所あたり別途加算があります。 8,800 円（税抜 8,000 円） ・ 伸縮機構がラチェット式は、伸縮機構 1 箇所あたり別途加算があります。 5,500 円（税抜 5,000 円） 	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。

	<ul style="list-style-type: none"> 伸縮機構が回転摩擦式、カムレバー式又はラチェット式以外のものは別途加算があります。 	
委託検査機関	<ul style="list-style-type: none"> ◆一般財団法人化学研究評価機構(JCII) 高分子試験・評価センター 伸縮機構のないもの 23,760円(税抜21,600円) 伸縮機構が回転摩擦式又はカムレバー式において、 伸縮機構が1箇所のもの 32,560円(税抜29,600円) 伸縮機構が2箇所目以降1箇所追加毎に別途加算があります。 8,800円(税抜8,000円) 伸縮機構がラチェット式において 伸縮機構が1箇所のもの 29,920円(税抜27,200円) 伸縮機構が2箇所目以降1箇所追加毎に別途加算があります。 6,160円(税抜5,600円) 伸縮機構が回転摩擦式、カムレバー式又はラチェット式以外のものは別途加算があります。 	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。

- ・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。
また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

登録工場が型式確認申請をする際に必要なサンプル数と送付先は以下のとおりです。

	送付先	試験試料の数
型式確認試験の 申込先	◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 ＜大阪事業所＞ 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL 072-968-2226 FAX 072-968-2221	3本/型式 試料を送付する際は、メモ添付等分かるようにしてください。
	◆一般財団法人ボーケン品質評価機構 ＜生活用品試験センター＞ 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 TEL 06-6577-0124 FAX 06-6577-0126	
	◆一般財団法人化学研究評価機構 高分子試験・評価センター ＜大阪事業所＞ 〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中 1-5-3 TEL 06-6788-8134 FAX 06-6788-7891	


表 6 : 型式確認試験の有効期限

型式確認申請が合格し認証した際の有効期間は以下のとおりです。

認証日より3年間

表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

型式確認で合格認証後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
協会支給ラベル 方式	<p>図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。 台紙の寸法は 9mm×30mm です。 交付単位は 10 枚です。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>図 1 協会支給 SG ラベル</p> <p>表示を行うためには、オンライン申請システムからログイン後「SG マーク表示数量申請」を行い、表 8 に示す手数料額を振り込んでください。 申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所に SG ラベルを送付します。</p>
自社表示方式	<p>図 2 に示す SG マークを製品本体の見やすい位置に印字、刻印又は浮き出しで表示します。</p>

※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。

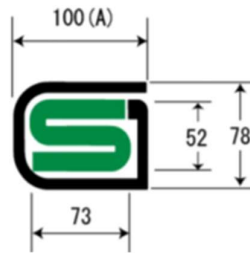


図2 自社表示

寸法：Aを100としたときの比率で表しておりAは5.0mm以上です。
 色彩：二色又は単色とする。
 ※図2に示す意匠は、登録後ai形式の電子データでお渡しすることが可能です。

指定の方法により製品にSGマークを表示し、原則1ヶ月毎に表示実績を報告してください。
 このとき同時に表8の手数料を振り込んでください。
 手続はオンライン申請システムの「表示数量申請」から行ってください。

表8：工場登録・型式確認のSGマーク表示手数料

SGマーク（SGラベル）の代金（費用）は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	33円/本（税抜30円/本） ※1 SGラベルの送付先が外国の場合には別途送料が必要です。 ※2 外国からの送金の場合は税抜の手数料です。	三菱UFJ銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT

表9：SGマーク被害者救済制度の有効期限

SGマーク被害者救済制度の有効期限は以下のとおりです。

購入日より3年間

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10 : ロット認証の委託検査機関

ロット認証申請をする際の対象検査機関は以下のとおりです。

申請窓口	◆一般財団法人日本文化用品安全試験所
	<p><大阪事業所> 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL 072-968-2226 FAX 072-968-2221</p> <p><東京事業所> 〒130-8611 東京都墨田区東駒形 4-22-4 TEL 03-3829-2515 FAX 03-3829-2549</p>
	◆一般財団法人ポーケン品質評価機構
	<p><大阪生活用品試験センター> 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 TEL 06-6577-0124 FAX 06-6577-0126</p> <p><東京生活用品試験センター> 〒135-0001 東京都江東区毛利 1-12-1 TEL 03-5669-1382 FAX 03-5669-1387</p> <p><名古屋試験センター> 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 1-25-15 TEL 052-231-0861 FAX 052-231-6006</p> <p><岡山試験センター> 〒700-0936 岡山県岡山市北区富田 422-1 TEL 086-231-2700 FAX 086-231-0050</p> <p>同等性検査を次の機関で受検することも可能です。詳細は上記までお問い合わせください。なお、要する費用は国内の場合と同額です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上海愛麗紡織技術檢驗有限公司 (中国) ・常州紡検檢驗有限公司 (中国) ・青島紡検檢驗有限公司 (中国) ・SGS CSTC Standards Technical Services Co.,Ltd. Guangzhou Branch (中国) ・SGS Vietnam Ltd. (ベトナム) ・SGS (Thailand) Ltd. (タイ)
◆一般財団法人化学研究評価機構 高分子試験・評価センター	

<p><大阪事業所> 〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中 1-5-3 東大阪市立産業技術支援センター内 TEL 06-6788-8134 FAX 06-6788-7891</p> <p><東京事業所> 〒135-0062 東京都江東区東雲 2-11-17 TEL 03-3527-5115 FAX 03-3527-5116</p>
--

表 11 : ロット認証申請手数料

ロット認証申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

ロット認証は同一の検査機関で、基準適合性検査と同等性検査を行ってください。

窓口	手数料	振込先								
一般財団法人 日本文化用品安 全試験所	<p>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表 5 と同じ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 伸縮機構のないもの 29,700 円（税抜 27,000 円） ・ 伸縮機構が回転摩擦式又はカムレバー式は、伸縮機構 1 箇所あたり別途加算があります。 16,500 円（税抜 15,000 円） ・ 伸縮機構がラチェット式は、伸縮機構 1 箇所あたり別途加算があります。 8,800 円（税抜 8,000 円） ・ 伸縮機構が回転摩擦式、カムレバー式又はラチェット式以外のものは別途加算があります。 <p>※基準適合性検査を受けた後、最大 6 か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。</p> <p>(2) 同等性確認検査（①+②+③）</p> <p>① 33 円/本（税抜 30 円/本）</p> <p>② ロットの大きさ毎の額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">ロット数</td> <td style="text-align: center;">検査料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">160 以下</td> <td style="text-align: center;">7,700円（税抜 7,000円）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">161～650</td> <td style="text-align: center;">12,100円（税抜 11,000円）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">651～1,600</td> <td style="text-align: center;">16,500円（税抜 15,000円）</td> </tr> </table> <p>③ 同等性確認検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）</p>	ロット数	検査料	160 以下	7,700円（税抜 7,000円）	161～650	12,100円（税抜 11,000円）	651～1,600	16,500円（税抜 15,000円）	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。
ロット数	検査料									
160 以下	7,700円（税抜 7,000円）									
161～650	12,100円（税抜 11,000円）									
651～1,600	16,500円（税抜 15,000円）									


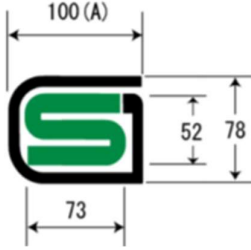
<p>一般財団法人 ボーケン品質評 価機構</p>	<p>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表5と同じ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 伸縮機構のないもの 25,960円（税抜23,600円） ・ 伸縮機構が回転摩擦式又はカムレバー式は、伸縮機構1箇所あたり別途加算があります。 8,800円（税抜8,000円） ・ 伸縮機構がラチェット式は、伸縮機構1箇所あたり別途加算があります。 5,500円（税抜5,000円） ・ 伸縮機構が回転摩擦式、カムレバー式又はラチェット式以外のものは別途加算があります。 <p>※基準適合性検査を受けた後、最大6か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。</p> <p>(2) 同等性確認検査（①+②+③）</p> <p>① 33円/本（税抜30円/本）</p> <p>② ロットの大きさ毎の額</p> <table border="1" data-bbox="511 1102 1112 1291"> <thead> <tr> <th>ロット数</th> <th>検査料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>160以下</td> <td>1,000円（税抜1,000円）</td> </tr> <tr> <td>161～650</td> <td>14,300円（税抜13,000円）</td> </tr> <tr> <td>651～1,600</td> <td>16,500円（税抜15,000円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 同等性確認検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）</p>	ロット数	検査料	160以下	1,000円（税抜1,000円）	161～650	14,300円（税抜13,000円）	651～1,600	16,500円（税抜15,000円）	<p>委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。</p>
ロット数	検査料									
160以下	1,000円（税抜1,000円）									
161～650	14,300円（税抜13,000円）									
651～1,600	16,500円（税抜15,000円）									

<p>一般財団法人 化学研究評価機 構高分子試験・ 評価センター</p>	<p>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表5と同じ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伸縮機構のないもの 23,760円（税抜21,600円） ・伸縮機構が回転摩擦式又はカムレバー式において、 伸縮機構が1箇所のもの 32,560円（税抜29,600円） 伸縮機構が2箇所目以降1箇所追加毎に別途加算 があります。 8,800円（税抜8,000円） ・伸縮機構がラチェット式において 伸縮機構が1箇所のもの 29,920円（税抜27,200円） 伸縮機構が2箇所目以降1箇所追加毎に別途加算 があります。 6,160円（税抜5,600円） ・伸縮機構が回転摩擦式、カムレバー式又はラチェ ット式以外のものは別途加算があります。 <p>※基準適合性検査を受けた後、最大6か月は基準適 合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な 場合もあります。</p> <p>(2) 同等性確認検査（①+②+③）</p> <p>① 33円/本（税抜30円/本）</p> <p>② ロットの大きさ毎の額</p> <table border="1" data-bbox="511 1375 1112 1564"> <thead> <tr> <th>ロット数</th> <th>検査料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>160以下</td> <td>7,700円（税抜7,000円）</td> </tr> <tr> <td>161～650</td> <td>12,100円（税抜11,000円）</td> </tr> <tr> <td>651～1,600</td> <td>16,500円（税抜15,000円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 同等性確認検査に要する旅費（委託検査機関の 規程に基づく額）</p>	ロット数	検査料	160以下	7,700円（税抜7,000円）	161～650	12,100円（税抜11,000円）	651～1,600	16,500円（税抜15,000円）	<p>委託検査機関が 案内する方法に よりお支払いく ださい。</p>
ロット数	検査料									
160以下	7,700円（税抜7,000円）									
161～650	12,100円（税抜11,000円）									
651～1,600	16,500円（税抜15,000円）									

- ・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。
また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用
を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 1 2 : ロット認証の SG マーク表示方法

ロット認証方式で合格認証した後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
<p>協会支給ラベル方式</p>	<p>図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。台紙の寸法は 9mm×30mm です。</p> <div data-bbox="708 443 1159 579" style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">図 1 協会支給 SG ラベル</p> <p>協会支給ラベルは、同等性検査合格時に委託検査機関から渡します。申請者は SG ラベルをロット認証の申請ロットに含まれる製品に貼付してください。</p>
<p>自社表示方式</p> <p>※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。</p>	<p>図 2 に示す SG マークを製品本体の見やすい位置に印字、刻印又は浮き出しで表示します。</p> <div data-bbox="821 888 1070 1136" style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">図 2 自社表示</p> <p>寸法 : A を 100 としたときの比率で表しており A は 5.0mm 以上です。 色彩 : 二色又は単色とする。 ※図 2 に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>申請ごとに表 8 の手数料をお支払いください。</p>

【作成・改正履歴】

2025/1/1 : 料金変更

2025/4/1 : 検査機関料金変更

2026/4/1 : 試験検査機関変更